

令和5年5月1日

三重県いなば園 ご家族様等各位

三重県いなば園  
園長 青木 徹

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ変更後の対応について

5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上において5類感染症に位置づけられます。この変更により、当園では同日以降、当面は以下のような取り扱いとなります。当園は利用者サービスを行う施設であり、事業継続の観点から、皆様には、今後も感染症対策に力を入れていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

\*面会時は、以下のとおりご協力をお願いいたします

項目	5/8以降について	備考
マスクの着用	継続	居室での面会可
手指消毒		
検温		

\*帰省時及び外出時は、可能な範囲で感染症対策を行っていただきますようお願いいたします。

\*職員は就業時マスク着用、手指消毒、検温を実施します。ご本人様はマスク着用の義務はありません。

以上

お問合せ先  
各課長・寮長  
TEL059-252-1780